

農業者年金加入のご案内
～農業者年金の特徴～

▼農業に従事されている方は誰でも加入できます。60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であつて年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

▼少子高齢化時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

（注）…運用の結果得られる年金原資が、積み立てた保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスとならないようにする準備金の仕組みなどを導入しています。

▼保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決めら

れ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

▼終身年金で80歳までの保証付きです。農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであつた農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族（死亡者の死亡当時に同一生計であつた、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位）に死亡一時金として支給します。

▼税制面で大きな優遇処置があります。支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。

（65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。）

へつまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります。

▼認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期が決められます。

▼農業の担い手の皆様への特別な支援です。

詳しくは、いの町農業委員会事務局、又は、お近くの農業協同組合にお問い合わせください。

■問い合わせ

いの町農業委員会事務局

☎893-1115

☎867-2313

☎869-2115

☎892-1070

狩猟免許試験のご案内

〈講習会について〉
 高知県猟友会

☎856-6641

▼日時

①8月31日(金) 10時～

(わな猟)

②9月1日(土) 10時～

(第一種、第二種銃猟)

▼試験会場

高知県立大学池キャンパス

(高知市池2751-1)

▼申請手数料

5,200円

※一部免除者は3,900円

▼申請書配布場所

県鳥獣対策課、いの地区猟友会(いの町3036)

▼申請期間・方法

8月6日(月)～7日(火)の期間中にいの地区猟友会(☎892-1482)まで持参してください。なお、不在の場合がありますので、事前にお電話の上持参されるようお願いいたします。

▼その他

事前講習会を8月26日(日)、9時から高知県立大学池キャンパスで実施します。受講料は7,000円です。

■問い合わせ

〈試験について〉

高知県鳥獣対策課

☎823-9042

狩猟免許取得補助について

鳥獣被害対策として狩猟免許を取得する際に、予算の範囲内で補助金を交付します。交付申請は、受験申込後3日以内にお願います。

▼対象者

町内に住所を有し、免許取得後は町内のいずれかの猟友会に入会し町内の有害鳥獣捕獲に従事することができ、県税及び町税を滞納していない方

■申請・問い合わせ

産業経済課

☎893-1115

吾北総合支所産業課

☎867-2313

本川総合支所産業建設課

☎869-2115

